

佐世保市監査委員公表第17号

令和4年度包括外部監査に係る措置について

包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年5月8日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



7 教 総 第 8 4 号

令和 7 年 4 月 3 0 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様

佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市教育委員会

教育長 陣内 康昭



令和 4 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (通知)

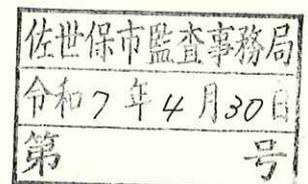
みだしのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法 (昭和 2 2 年法律 6 7 号) 第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき通知します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 監査の内容 | 令和 4 年度包括外部監査 |
| 2 特定の事件 | 佐世保市立中学校の財務・事務執行 |
| 3 監査対象期間 | 令和 4 年度 (平成 2 9 年度から令和 4 年度) |
| 4 講じた措置 | 別紙のとおり |
| 5 措置を講じた課 | 教育施設課 |

以 上

(教育委員会総務課)



令和4年度包括外部監査の結果に関する措置状況報告書

監査テーマ：佐世保市立中学校の財務・事務執行

頁（本編）	指摘内容	措置状況	担当課
274	<p>宇久中学校の塩害被害は、他の往査先中学校よりも危険度が高いと思われる。国会賠償法の判例に照らした早期修繕、または、接近禁止措置を速やかに実践していただきたい。（宇久中学校）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	<p>宇久中学校における塩害被害の現状を確認しましたところ、ご指摘のとおり特にグラウンドのフェンス下部に、塩害による腐食が生じている状況となっていました。</p> <p>これを受け、措置完了までの期間は接近禁止の措置を行ったうえで、グラウンドフェンスの改修工事を実施し、令和6年9月26日に完了しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	教育委員会 教育施設課